

- ・発覚の端緒等が記載された部分 (14-237)
- ・税務調査対象となる重点調査業種 (14-332)
- ・発注者が公正取引委員会に報告した談合情報 (14-380、17-392)
- ・公正取引委員会の独占禁止法違反事件の審査活動の過程で作成・取得される調書、留置物、審査報告書等 (15-38)
- ・公正取引委員会に寄せられた独占禁止法違反に係る申告情報及び当該申告を受けての調査活動に関する情報 (15-199、16-118)

参考：東京地裁 15(行ウ) 149(平16.1.16請求認容)→東京高裁 16(行コ)
51(平16.5.26控訴棄却)

- ・証券取引等監視委員会の検査報告書 (15-227)
- ・税務調査に関する調査書類一式 (16-361)
- ・公認会計士試験の試験実施基準のうち、試験問題の作成方法、提出方法等に関する情報 (15-754)

② 該当しないとされた例

- ・被検査機関がすでに破綻している場合の金融検査報告書等のうち、承継金融機関に関する情報を示していると考える余地のない数値など客観的な指標に関する情報 (14-175)
- ・公認会計士試験の短答式試験における得点別一覧表及び論文式試験における得点階層分布表 (15-754)

3 「契約、交渉又は争訟に係る事務に關し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(第六号口)

(1) 「契約、交渉又は争訟」

- 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・中央労働委員会労働者委員任命処分取消訴訟に關し、国としてどのような方針で臨むかといったことを記述した文書 (13-155)
- ・行政庁からの争訟に関する法律意見照会に対し、法務省訟務部局が示した法的觀点からの意見、法律解釈についての意見等が記載された文書 (15-327)
- ・訴訟に關して行政庁から法務省に事実調査の内容、行政庁意見等を回報した文書 (16-562、17-515)

②該当しないとされた例

- ・医療事故調査検討委員会の議事録等における事故調査結果のまとめ（14-27）
- ・場外車券売場設置許可にかかる関係者間の議事録（14-56）
- ・既に終結した産廃施設設置不許可に係る不服審査に関する審査請求書及び処分庁の弁明書（14-231）
- ・選任弁護士に対する報酬額が記載された部分（算定に当たって考慮された事項等を除く。）（15-41）
- ・特殊法人支出の弁護士報酬の合計額（15-独16）

4 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（第六号ハ）

国の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探求すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるために従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に發揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を不開示とするものである。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・動物実験計画審査願のうち、研究課題、実験目的及び動物実験の方法（14-57）

②該当しないとされた例

- ・動物実験計画審査願のうち、講座等名、講座責任者職及び動物実験委員会が付した意見（14-57）
- ・実態調査結果の調査サンプルに個別に付された検体ナンバー等（14-518）

5 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（第六号ニ）

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関する事務）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・医療事故調査検討委員会の議事録等のうち、事故調査委員会の指示（関係者の職、氏名及び処分内容）が記載された部分（14-352）
- ・職員の職責に関する内議書のうち、懲戒処分に当たって担当者が検討した内容に関する情報（14-352）
- ・懲戒処分を行った行政庁が懲戒処分決定前に上級庁に報告した処理方針（14-352）
- ・懲戒処分に関する決裁のために回議された文書のうち、非違行為の態様、職員の勤務状況、非違行為の社会的影響等担当者が検討した内容が記載された部分（15-352）

- ・我が国在外公館の査察報告書のうち、在外公館長と次席館員の管理能力や館員の経歴と事務処理能力に係る記述の中で、個人の評価に係るもの（15-768～779）

6 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（第六号木）

国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業及び独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事業については、第2号の法人等に関する情報と同様に、当該企業経営という当該事業の性質からその正当な利益を保護する必要があるものがあり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、その公的性格にかんがみ、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その開示の範囲は第2号の法人等とでは当然異なり、国又は地方公共団体が経営する企業に係る事業及び独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

なお、国が経営する企業に係る事業としては、

- ・ 国有林野事業

地方公共団体の経営する企業に係る事業としては、

- ・ 水道事業
- ・ 軌道事業
- ・ 自動車運送事業
- ・ 鉄道事業
- ・ 電気事業
- ・ ガス事業
- ・ 病院事業

などがある。

参考答申等

①該当するとされた例

- ・国有林売払い契約における評定価格及び鑑定評価額等（15-452、453）

注：国有林野事業において、国の売払契約の適切な執行が妨げられるおそれがあると認められたもの。

②該当しないとされた例

- ・公的企業から提供された協定届及びその添付資料並びに更新届のうち、事業の種類、事業の名称、事業の所在地、時間外又は休日労働させる必要のある具体的理由、業務の種類及び労働者数（15-311）
- ・特定製剤を投与した可能性のある国立病院等及び県立病院等の名称、その所在地、診療科及び連絡先電話番号並びに当該医療機関の長の氏名等（15-617）

* 一般に、第1号に該当する個人情報、第2号に該当する法人情報を含む文書については、当該文書を行政機関に提供する個人又は法人の意図としては、行政機関の行う特定事務に提供する前提で、当該事務以外に使用されたり、公にされることを前提とせずに、提供されることが多く、このような情報を公にした場合、行政機関と当該文書を提供した個人又は法人との信頼関係が損なわれるおそれがある他、個人又は法人にこのような文書を行政機関に提供することをためらわせ、今後同種の文書の収集に支障を来すなど、当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれが生ずる場合があると考えられる（第2号の解説3参照）。

第8条

第八条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（法第9条参照）。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、法第5条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。具体的には、次のような例が考えられる。

- ① 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- ③ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第3号）
- ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ⑤ 買い占めを招く等国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ⑥ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

2 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになる。

参考答申等

①認められた例

- ・情報公開法が本人開示を認めないものであることを明らかにした例 (14-84)
- ・法第5条第4号に該当する不開示情報について、存否応答拒否を認めた例 (15-98)
- ・存否情報を通知者が議会で明らかにしているとの審査請求人の主張を考慮しても、法第5条第6号イの不開示情報を該当することとなるとして、存否応答拒否を妥当としたもの (17-392、394)

②認められなかつた例

- ・特定の議員との面談記録について、存否を答えることにより明らかになる事実を検討して、法第8条該当性を否定した例 (15-124)
- ・法第5条第3号による存否応答拒否の主張を認めなかつたもの (15-237)
- ・特定個人が国家賠償訴訟を提起した旨の存否事実について法第5条第1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に該当するとして、存否応答拒否を認めなかつたもの (18-190)

参考

以下の答申は、全文が開示・不開示の参考になると思われます。

特定法人に係る柔道整復師養成施設設置計画書の一部開示決定に関する件（18-420）他
・履歴書、免許証、議事録、経理関係書類、見積書等の開示・不開示の考え方方が示されている。

「法改正に伴う身体障害者及び知的障害者厚生相談所のあり方に関する研究」に関する厚生労働科学研究費補助金研究計画書の一部開示決定に関する件（14-337）他
・厚生労働科学研究費補助金に係る文書の開示・不開示の考え方方が示されている。

ゆとりある就労と豊かな生活時間に関する調査研究の委託費の確定に関する文書等の一部開示決定に関する件（15-148）他

- ・委託事業の清算に係る文書の開示・不開示の考え方方が示されている。

八王子労働基準監督署が特定会社の特定事業場に対して交付した是正勧告書等の不開示決定に関する件（16-31）

名古屋北労働基準監督署が平成15年6月16日から27日までの間に交付した是正勧告書等の一部開示決定に関する件（17-556）

- ・都道府県労働局における指導文書等の開示・不開示の考え方方が示されている。
- ・なお、17-556において開示すべきとされた部分の一部については、「平成19年（行ウ）第192号 行政文書一部不開示決定処分取消請求事件判決」（東京地裁 平成19年11月16日判決）において、不開示とされた。

特定個人が特定会社を不当解雇され、長野労働基準監督署へ行った申告に基づき、労働基準法違反として長野労働基準監督署が事業所に指導した書類等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件（19-132）

- ・都道府県労働局における申立てに基づく指導文書等の開示・不開示の考え方方が示されている。

個人情報保護法開示・不開示マニュアル

平成21年3月

厚生労働省大臣官房総務課
情 報 公 開 文 書 室

個人情報保護法開示・不開示マニュアル

本マニュアルは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下、「法」という。）に基づく開示請求等の対象保有個人情報についての、法第2条第3項に掲げる保有個人情報該当性の判断、法第14条各号に掲げる不開示情報該当性の判断、法第27条に掲げる訂正請求の可否の判断及び法第36条に掲げる利用停止請求の可否の判断に資するため、それぞれの条項の考え方・答申等を整理したものである。

法の条文解釈については「行政機関等個人情報保護法の解説」（総務省行政管理局監修）「厚生労働省が保有する個人情報の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」を（※本文中に上記2つの見分けがつかないため）、先例答申については、「情報公開・個人情報保護審査会答申データベース検索」([http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck\\$index2.html1000](http://koukai-hogo-db.soumu.go.jp/search/pck$index2.html1000))を確認されたい。

なお、主要な答申をとりまとめたものとして、毎年8月に情報公開・個人情報保護審査会から「内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申選」が発出されている。

目 次

第1 保有個人情報に関する判断基準（第2条関係）	2
第2 不開示情報に関する判断基準（第14条関係）	6
第3 第14条第1号（開示請求者の生命、健康、等を害するおそれがある情報）	8
第4 第14条第2号（開示請求者以外の個人に関する情報）	10
第5 第14条第3号（法人等に関する情報）	14
第6 第14条第4号（国の安全等に関する情報）	19
第7 第14条第5号（公共の安全等に関する情報）	21
第8 第14条第6号	24
第9 第14条第7号（独法14条5号）（事務又は事業に関する情報）	26
第10 訂正請求	36
第11 利用停止	39
第12 保有個人情報の存否に関する情報（第17条）	42

第1 保有個人情報に関する判断基準（第2条関係）

第2項

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう。

第3項

この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

1 個人情報（法第2条第2項）

(1) 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）をいう（法第2条第2項）。

(2) 「個人情報」についての考え方

(ア) 「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人に関する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

(イ) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰であるかを識別することができるということをいう。

(ウ) 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む」

法の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」には含めて考える必要はないものと考えられる。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。決定権者は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

なお、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）では「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」を個人情報の定義から除外しているが、法では除外していない。これは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）における個人情報の定義（第2条第1項）でも除外されていないため、これと整合を取り、保護の範囲を拡大したものである。

2 保有個人情報（法第2条第3項）

（1）保有個人情報の定義

「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう（法第2条第3項本文）。

ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る（法第2条第3項ただし書）。

（2）「保有個人情報」についての考え方

法では、行政機関における個人情報の取扱いに関する規律及び本人からの開示、訂正、利用停止の請求の対象を「保有個人情報」としている。保有個人情報の要件は、基本的に情報公開法における行政文書の定義と整合性が取れるようにしている。

（ア）「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの」

「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「行政機関が保有している」とは、情報公開法における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

（イ）「行政文書に記録されているものに限る。」

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提とした。その上で、情報公開法との整合性を確保する観点から、行政文書に記録されているものに限ることとした（行政文書の定義については、

「厚生労働省が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準」（平成13年3月19日厚生労働省発第20号）の別添1と同様に取り扱うものとする。）。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いているが、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しないことになる。

参考答申等